

# 雄飛堂薬局 六郷土手店

## 処方箋受付及び情報提供等についての事項

### ○調剤基本料1

当薬局は厚生労働省所定の基準を満たしており、調剤基本料1の点数を算定しております。

### ○調剤管理料

当薬局では、お薬を安全で安心してご利用頂くために、薬剤服用歴を活用しています。処方された薬剤について、お客様等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行ったうえで、薬剤服用歴への記録その他の管理を行った場合、調剤の内容に応じ、処方箋受付 1 回につき厚生労働省所定の調剤管理料を算定しております。

### ○服薬管理料等に関する事項

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者さまごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。また以下の場合に応じて厚生労働省所定の服薬管理指導料を算定しております。

- 前回から 3 カ月以内に再度処方箋を持参したお客様への情報提供等の場合
- 前回から 3 カ月経過しているまたはお薬手帳の持参又は提示のないお客様への情報提供等の場合
- 介護老人福祉施設等に入居しているお客様への情報提供等の場合
- 情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から 3 カ月以内に処方箋を提出したお客様の場合
- 情報通信機器を用いた情報提供を行い前回から 3 カ月経過しているまたはお薬手帳の持参又は提示のないお客様の場合

### ○医療 DX 推進体制整備加算

当薬局はオンライン資格確認を行う体制を有しており、オンライン資格確認から過去の薬剤情報や特定検診の結果などの情報を取得し、より多くの情報に基づいた服薬指導を実施いたします。また、マイナ保険証の利用促進や電子処方箋などの医療 DX を通じ、質の高い医療提供をできるように取り組んでおり、厚生労働省所定の基準を満たした場合は医療 DX 推進体制整備加算を算定いたします。

### ○在宅患者訪問薬剤管理指導料

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。

なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## 取り扱いのある医療保険及び公費負担医療

- 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- 生活保護法に基づく指定(医療・介護)
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定(精神通院医療)
- 労働者災害補償保険法に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定(結核)

## 明細書発行について

当薬局はすべての患者様へ明細書を発行しております。明細書の発行を希望しない場合は、会計の際にお申し出ください。

## 容器代等保険外費用について

○当薬局では、調剤・服薬に必要な容器・スポイトに関しては、費用をいただいております。

それ以外の場合(患者様からのご要望での小分け等)については実費を徴収いたします。

容器代(内用剤、外用剤)・スポイト代・・・50 円/個

○患者様の都合・希望に基づくご自宅への配送・郵送料は患者様負担となります。

原則、着払いでの対応

※治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

○医師の指示以外の患者様ご希望の一包化の費用は実費を徴収いたします。

・42 日分以下の場合、7 日ごとに 340 円 (例:1～7 日 340 円、8～14 日 680 円、15 日～21 日 1,020 円)

・43 日分以上の場合・・・一律 2,400 円

※医師の指示があった場合は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

○文書作成において、以下の通り文書料をいただいております。

・各種申請に必要な書類作成代金 ……300円

(互助会見舞金支給に伴う調剤証明 他)

・交通事故に伴う調剤証明 ……2,000円

調剤報酬点数表(令和7年4月1日施行)

Table with 4 columns: 項目 (Item), 主要要件、算定上限 (Main conditions, calculation limit), 点数 (Points). It covers various categories like 調剤基本料 (Dispensing fee), 薬剤師指導料 (Dispensing fee), 薬剤師指導料 (Dispensing fee), etc.

Table with 4 columns: 項目 (Item), 主要要件、算定上限 (Main conditions, calculation limit), 点数 (Points). It covers categories like 調剤管理料 (Dispensing management fee), 内服薬あり (Oral medicine), etc.

Table with 4 columns: 項目 (Item), 主要要件 (Main conditions), 点数 (Points). It covers categories like 情報通信機器を使用 (Using information communication equipment), 麻薬管理指導料 (Narcotics management fee), 在宅医療管理指導料 (Home medical management fee), etc.

介護報酬(令和6年6月1日施行)

Table with 4 columns: 項目 (Item), 主要要件、算定上限 (Main conditions, calculation limit), 単位数 (Unit). It covers categories like 居宅療養管理指導費 (Home nursing management fee), 在宅療養管理指導料 (Home medical management fee), etc.

# 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金**をお支払いいただきます。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品 (ジェネリック医薬品)  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

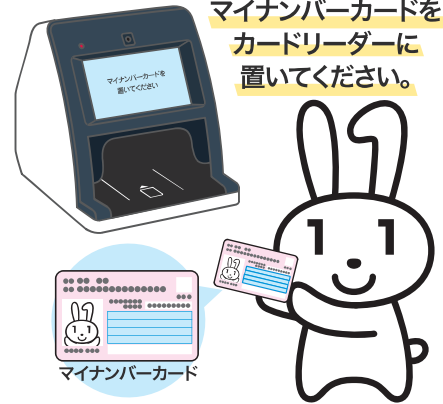
将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



とっても  
簡単!

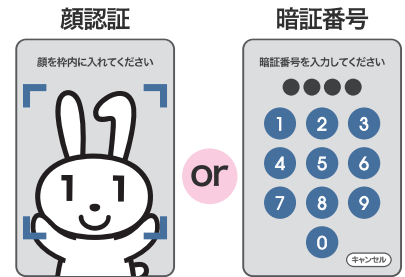
# マイナンバーカード

## 1 受付



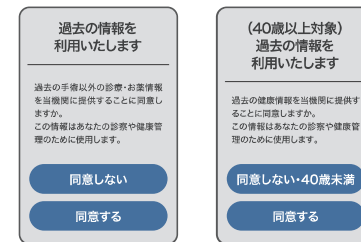
## 2 本人確認

顔認証または  
4桁の暗証番号を入力してください。



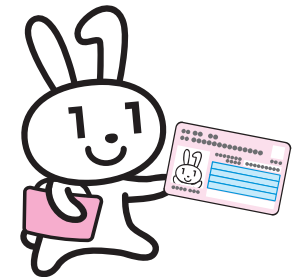
## 3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。



## 4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

# 雄飛堂薬局訪問薬剤管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

## 第1条

1. 雄飛堂薬局 六郷土手店が行う健康保険法に定める在宅患者訪問薬剤管理指導または介護保険法に定める居宅療養管理指導もしくは介護予防居宅療養管理指導（以下「訪問薬剤管理指導」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、雄飛堂薬局 六郷土手店の薬剤師が適正な訪問薬剤管理等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

## 第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - ・保険薬局であること。
  - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

## 第3条

### 1. 従業者について

- ・訪問薬剤管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、訪問薬剤管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

### 2. 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、雄飛堂薬局 六郷土手店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

## 第4条

1. 薬剤師の行う訪問薬剤管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った訪問薬剤管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

## 第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

2. 通常、月曜日～金曜日の午前9:00～午後6:30、土曜日の午前9:00～午後1:00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

#### 第6条

1. 薬剤師の行う訪問薬剤管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
  - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
  - ・薬剤服用歴の管理
  - ・薬剤等の居宅への配送
  - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
  - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
  - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
  - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
  - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
  - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
  - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
  - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
  - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
  - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
  - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
  - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

#### 第7条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、訪問薬剤管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問薬剤管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第9条

1. 雄飛堂薬局 六郷土手店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、雄飛堂薬局 六郷土手店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成25年8月1日より施行する。

**【従業者の職種、員数及び職務の内容】**

薬剤師	常勤1名、非常勤1名
事務員	常勤3名、非常勤0名